

去たまへるやうに思て書せ給へるが如し、されども百練抄に取藤原長者印云々ある取字
 を以ておもふに長者は一家の私物なりとし、忠通の關白になりたまへる時、やがて其印を
 ば、忠實のつかやうに奪取て、賴長に渡したまへるさまなり、宣下あるべきにあらねば、賴長の
 公へかへるは、宣下にはあらざり、けむ事明らかなり、さて此左大臣殺されれば、愚管抄の
 公へかへるは、宣下にはあらざり、けむ事明らかなり、さて此左大臣殺されれば、愚管抄の
 て、本文には記し給へるなるべし、

〔百寮訓要抄〕攝政關白は、○中藤原氏の長者にて、代々昔より家に管領申來也。

〔傳宣草下〕諸宣旨事
一下外記宣旨

臨時事

藤氏長者事舊例仰

一下辨官宣旨常事左辨官宣

臨時事

藤氏長者事

〔西宮記臨時二〕定藤氏爵人事

氏一人定之

〔江次第抄正見〕大臣家大饗

藤氏一大臣 藤氏一大臣者、謂氏長者也。

〔二中歴公卿〕藤氏長者

左 緒嗣始承和元年 良房同十一

大 時平寬平九 忠平延喜九

右 賴忠天延三 兼通天祿三

内 基經貞觀十五

左 實賴天曆三

左 賴忠貞元二

右 良世寬平三

右 伊尹安和三

右 兼家寬和二